

土地・家屋に変更があるときは

固定資産税は、土地・家屋の使用状態によって、税負担が軽減されるものがあります。特に住宅用地として土地を利用している場合には、課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されています。使用している状況に変更があったときには、申告書などの提出をしてください。

●届出が必要なときとその申告書などの名称 土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	申請をする必要がある人	申告書などの名称
(1) 家屋を新築または増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者 " 土地の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書 住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者 土地の所有者	家屋取壊届出書 住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者 土地の所有者	家屋取壊届出書
(4) 家屋の用途を変更した場合 (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途(利用状況)を変更した場合 (例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者 " 土地の所有者	家屋取壊届出書 (固定資産税減免申請書) 被災住宅用地の特例適用申告書

【問合先】税務課 ☎388-1112

給与所得者の年末調整

岐阜南税務署



年末調整とは

給与所得者については、通常、その年の最後の給料または賞与が支払われる際に、所得税の精算が行われるため、大部分のかたが確定申告をする必要がありません。この精算手続は「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

「年末調整」では、次のような控除が受けられますので、必要な申告書を提出して、これらの控除を正しく受けてください。

●主な控除と必要書類

各種控除	提出書類 (右図参照)
配偶者控除と扶養控除(注)	イ
配偶者特別控除	ロ
社会保険料控除	ハ
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
損害保険料控除	
住宅借入金等特別控除	ニ

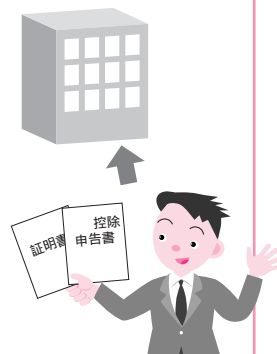
(注) 障害者等の控除も含まれます。

『勤務先への提出書類』

- イ「扶養控除等(異動)申告書」
- ロ「配偶者特別控除申告書」
- ハ「保険料控除申告書」
- ニ「住宅借入金等特別控除申告書」

(注)

- 1 ロとハの申告書は兼用用紙となっています。
- 2 各種申告書の提出にあたっては、裏面の注意事項を確認してください。



【問合先】岐阜南税務署 個人課税部門 ☎271-7113

主婦と税〈パートと税〉

岐阜南税務署

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみのかたの場合、パート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます(夫の合計所得が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超える年には受けることはできません。)



【問合先】岐阜南税務署 個人課税部門 ☎271-7113